



## 学校運営協議会の機能（役割）とは？

学校運営協議会は、\*法的には、以下の機能（役割）があります。

(\*地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

印西市では「印西市学校運営協議会規則」の中で定められています。（令和6年12月）

1. 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、※<sup>1</sup> 教育課程の編成その他※<sup>2</sup> 教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。（法第4項）

⇒ 学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、学校運営のビジョン（グランドデザイン）を共通理解します。

※<sup>1</sup>「教育課程」とは  
学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において児童生徒の発達段階に応じて順序立てて編成した教育計画のこと。（学習指導要領より）

学校の「グランドデザイン」はこの教育課程を見やすく、分かりやすく示したもの。

※<sup>2</sup>「教育委員会規則で定める事項」とは  
（印西市学校運営協議会規則）  
第9条（協議会の承認を得なければならない事項等）

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の\*組織編成に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

\*組織編成とは学校の教育目標を達成するために必要な仕組み全体のこと。（教育活動、児童生徒の学びを支えるサポート体制、学校・家庭・地域の連携など）

2. 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。（法第6項）（規則第11条）

⇒ 学校運営協議会では、学校運営のビジョンを共有したうえで、学校を応援する存在として、学校の現状や課題について話し合い、学校運営に責任をもって参画します。ここでいう参画とは、単に意見を述べるだけでなく、学校とともに「考え」「行動する」ことを意味します。

3. 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。（第7項）（規則第12条）

⇒ この意見は、教育活動の方針や組織のバランス（男女比・年齢層・専門性・部活動指導など）を考慮し、生徒の学びの環境をより良いものにするために述べられることが望まれます。その際、単なる批判ではなく、学校への理解と協力を前提に、改善や支援の視点を持つことが重要です。

4. 学校運営協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。（規則第10条）

⇒ 学校と地域が協働して、教育の質を高めるために、学校関係者評価を行います。